医療法人設立Ｑ＆Ａ

（R5.1.6）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| NO. | 区分 | Ｑ（質問） | Ａ（回答） |
| 1 | 申請準備 | 初めて申請するため何から手を付けてよいか分かりません。 | ①最初にチェックシートに基づき全ての様式を揃えてください。作成方法については、様式（例）に記載された作成上の注意で確認してください。②様式（例）は「医療法人の設立・解散」から一括ダウンロード出来ます。③このＱ＆Ａ及びよくある間違いも御一読ください。④説明会は実施しておりませんので、①～③まで一通り御確認いただいたうえで、不明な点等については県の担当者にお問い合わせください。⑤医療法人制度に沿った内容か、必要な不動産、設備、資金、人員を有しているか、そのうえで医療法人の非営利性及び永続性が図られるかをポイントに審査しますので、申請に当たってはその点にご留意ください。 |
| 2 | 申請準備 | 医療法人設立申請書の添付書類はどのようなものですか。 | 医療法施行規則第31条に規定する書類を添付しますが、その他に添付書類を説明する書類を用意いただいております。具体的にはチェックシートでご確認ください。申請書類については、当県制定の最新の様式（例）を使用してください。他県や過去の様式例を使用した場合、現行の申請に必要な内容を具備していない等の理由で、再作成をお願いする場合がございます。 |
| 3 | 申請期限 | 医療審議会の開催はいつですか。 | 秋田県医療審議会医療法人部会は、第１回（５月末～６月上旬）、第２回（１１月下旬～１２月上旬）の年度２回の開催を予定しています。諸事情により変更となる場合もありますので予めご了承ください。 |
| 4 | 申請期限 | 設立認可申請書類はいつまでに提出すればよいですか。 | 事前審査の完了を前提として、当該年度の第１回の申請分は４月上旬まで、第２回の申請分は１０月上旬までに提出してください。第１回の申請書の場合はゴールデンウィークを挟むため、なるべくこのスケジュールより早い対応をお願いします。 |
| 5 | 申請期限 | 年度第1回目の審査に間に合わせたいのですが、確定申告をどのようにすればよいでしょうか。 | 事業計画及び予算書は、直近の収入実績表と確定申告書を元に作成いただきます。確定申告期限（3月15日）から事前審査期間終了まで日数が少ないことから、確定申告は申告期限を待たずになるべく早く済ませていただいた方がよいと思います。前々年の確定申告書を元に一旦作成いただいても構いませんが、本申請時点では申告後の前年の確定申告書を御提出いただき、予算書の内容を確認致します。 |
| 6 | 事前審査 | 事前審査は必要ですか。 | 事前審査未実施の申請は、医療審議会に諮るものとして内容不十分ですので、事前審査未実施の本申請は受付致しかねます。事前審査は必ず行ってください。 |
| 7 | 事前審査 | 事前審査とは何ですか。また、どのように行われますか。 | ①事前審査では、「医療法人制度に沿った内容となっているか」「設立にあたって根幹的な問題がないか」「資金・設備や予算等妥当性のある内容か」「各書類の整合性に問題はないか」「不明又は不足な箇所、説明を要する箇所はないか」等を確認し、各書類の修正や補足資料の作成等を行っていただきます。また、内容によっては再検討をいただく事項もございます。②事前審査書類の受付から事前審査終了まで通常1ヶ月以上を要しますので、遅くとも以下のスケジュールで計画的に準備を進めてください。・年度第１回目：事前審査書類提出２月末→事前審査終了３月末・年度第２回目：事前審査書類提出８月末→事前審査終了９月末③医務薬事課から本申請を行うことの承諾を得て事前審査終了となります。④【事前審査書類提出先】秋田市内に主たる事務所を置く場合  → 医務薬事課に１部　秋田市以外に主たる事務所を置く場合 → 管轄保健所に２部 |
| 8 | 事前審査 | 事前審査期間終了間近ですが（又は事前審査期間を経過していますが）、すぐに申請書を準備するので、医療審議会に最短で間に合わせてもらえませんか。 | 事前審査には通常１か月以上要します。急な御依頼については、医療審議会に向けた手続きに遅延が生じ、スケジュールを遵守して手続きを進めている他の案件審査の進捗にも影響を与えることから、個別の事情を勘案した対応は致しかねます。事前審査に間に合わない場合は、次回の医療審議会に向けて準備を進めてください。 |
| 9 | 事前審査 | 事前審査書類を一度でも提出していれば、当然、直近の審議会に間に合わせてもらえますよね。 | 多数の指摘や再検討が必要な項目がある場合、その対応に長く時間がかかることがあります。事前審査期間終了時点（３月末、９月末）で事前審査が完了している（県から本申請を行う承諾が得られている）ことが本申請の条件ですので、これに間に合わない場合は事前審査中であっても次回に持ち越しいただくこととなります。期間に余裕をもって申請の準備を進めてくださるようお願いします。なお、不明な点や曖昧な点などについては、事前に県の担当者にご質問ください。 |
| 10 | 全般 | 設立認可申請書は何部提出を要しますか。また、どこに提出すればよいですか。 | 合計４部提出願います。１部は申請先への原本とし、残り３部は申請書と原本証明書以外は写しで構いません。（そのうち１部は認可書に合綴してお返ししますが、申請者が原本の合綴を希望する場合は、別途に準備してください。）事前審査を完了していない申請書が提出された場合は、１部を事前審査書類として事前審査し、差し替え作業は全て申請者の対応とさせていただきます。秋田市内を主たる事務所にする場合は「秋田市保健所」に、それ以外の県内を主たる事務所にする場合は、「各管轄保健所」に提出してください。＜申請書部数内訳＞保健所分×１、医務薬事課分×１、公認会計士確認分×１、認可書合綴返戻分（医療法施行規則第31条）×１ |
| 11 | 全般 | 各種公的証明書類等は、古いものでも構いませんか。 | 法律上の決まりはありませんが、直近の状態を確認するため、原則申請日の３ヶ月以内で整理してください。＜医療法人設立認可申請に関する証明書等の例＞役員・社員の印鑑証明書（市区町村扱い）、不動産登記事項全部証明書（法務局扱い）、預金残高証明書（銀行扱い） |
| 12 | 全般 | 各書類の日付の関係性が分かりません。どのように記載すればよいですか。 | チェックシートで確認してください。主なポイントは次のとおりです。・設立総会の決議により作成する書類（役員就任承諾書、履歴書、管理者就任承諾書）は設立総会と同一の日付となります。（設立総会前の日付で作成された場合は無効となります）・残高証明書、債務引継承認書、覚書など、第3者が承諾又は証明するものは、その承諾又は証明された日付です。・医療法人設立後に新たに締結する契約書（売買契約、賃貸契約、基金拠出契約等）は、「案」を御提出いただきますので、日付の記載は不要です。・その他については、基本的に申請日と同日かそれ以前の日付となります。 |
| 13 | 法人名称 | 医療法人の名称は、「社団○○」「財団○○」のように、社団、財団を記載しなければなりませんか。 | 定款・寄付行為例では「社団○○」「財団○○」と例示がありますが、必ずしも「社団」「財団」を冠する必要はありません。名称が混在しているケースがよく見受けられますので、書類作成時は注意してください。 |
| 14 | 法人名称 | 医療法人の名称は、カタカナ、英字でも可ですか。 | カタカナ、英字共に可です。ただし、医療法人の名称についても医療広告の制限（医療法第6条の5）を受けることになるので、法人名称の意味については、誇大、誤認、社会通念上相応しくない名称等にならないよう注意してください。（医療広告ガイドライン参照） |
| 15 | 法人名称 | 医療法人の名称は、診療所名でも可ですか。 | 可としています。ただし、既に秋田県内の医療法人において、同一名称や紛らわしくなる名称がある場合は不可とします。法人名称については、設立認可申請の修正が膨大になりますので、事前に申請書提出先に確認されることをお勧めします。また、県外へ展開をされる場合、医療法人名を医療機関名にしていると、県外において紛らわしくなるケースが希にありますので、他の名称を検討するようにしてください。 |
| 16 | 定款（寄付行為） | 定款例中、所々に「本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）」等のような表示がありますが、診療所以外にも将来事業実施する予定もあるのでこのままの表示で良いですか。 | 申請時点で実際に開設する施設以外の文言は削除してください。新たな事業を実施することとなった時点で、改めて定款変更認可申請を行ってください。 |
| 17 | 定款（寄付行為） | 定款例第12条において、基本財産の条項がありますが、基本財産は必ず設定しなければなりませんか。場合によっては社員総会の議決を待たず、不動産等を担保にして緊急に資金調達を行う場合も考えられますが。 | 定款例の備考にあるとおり、不動産等の重要資産については基本財産とすべきですが、医療法上の強制力はなく、設定は任意です。医療法人が行う医業の本体である所有不動産等の処分が、社員総会を経ずに安易に行われれば、永続性が求められる医療法人の存在意義そのものがなくなってしまうおそれがあることから、基本財産とすべきとされています。そのため基本財産は資産を具体的に特定して設定します。また、処分又は担保提供を行う際は県知事の認可が必要とされております。 |
| 18 | 定款（寄付行為） | 定款例第38条第2項では、損害賠償の責任限度額を具体的に「○円以上」と定めますが、どのように定めればよいですか。 | 当該条項は、医療法で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の損害賠償額と、定款で定める責任限度額のいずれか高い方の額で免責する内容ですが、役員の報酬と比較し、適宜に免責の下限額を設定してください。当該条項には、就任しようとする役員に対して、損害賠償の免責を明らかにしておくという目的があります。定款に条項を設けるかは任意ですが、設けない場合、損害賠償の免責事項は、すべからく社員総会等の議決が必要になります。＜法定損害賠償額＞理事長：年報酬×６、執行理事：年報酬×４、平理事・監事：年報酬×２ |
| 19 | 定款（寄付行為） | 大型店舗の一角に診療所を開設するのですが、店舗所有者との賃貸借契約において、店舗内への事務所登記を認めない条項があり、診療所開設地を主たる事務所にすることができません。医療法人の主たる事務所は、自宅でもよいですか。 | 構いません。ただし、主たる事務所には事業報告書、監事の監査報告書、定款又は寄付行為を備え、関係人の求めに応じて公開しなければなりません。（医療法第51条の4）また、場合によっては立入検査の対象になることも想定してください。（医療法第63条） |
| 20 | 財産目録 | 財産目録の年月日は、いつ付けで整理すればよいですか。 | 実際に開設しようとする月の前月末にしてください。なお、医療法人の設立認可のためには医療審議会の開催スケジュールを踏まえますと、当該年度第1回目は６月末、当該年度第2回目は１２月末時点で整理いただくとよいかと思います。医療機器等の減価償却、負債、リースの引き継ぎ書類についても同様です。 |
| 21 | 財産目録 | 基金拠出は必ずしなければなりませんか。 | 現行制度で設立できる医療法人は、持分なし医療法人もしくは基金拠出型医療法人ですので、必ずしも基金拠出をする必要はありません。基金拠出しない場合は定款例から基金に関する条項を削除して定款を整理してください。なお、基金拠出によらずに医療法人へ出資する場合は、医療法人に対して財産を寄付することであり、当然のことながら寄贈者には返還金等が発生することはありません。申請書の添付書類としては、拠出（寄付）の申込書を作成してください。 |
| 22 | 財産目録 | 当初財産はどの程度必要ですか。 | 当初財産をどのようにするかは任意です。資本金１円以上であれば法人の設立は可能です。設立後に必要な資産及び運転資金等を考慮したうえで、内容を検討してください。また、様式例の財産目録に記載されている全ての資産勘定の拠出が義務付けられている訳ではありません。後の基金返還等も考慮したうえで、適正な内容を設定してください。 |
| 23 | 財産目録 | 財産目録を基金拠出する預金だけで構成したいのですが。 | 可です。ただしこの場合、医療法施行規則３０条の３４に定める「業務を行うために必要な施設、設備」として、医療法人が行う医業に用いる医療機器や関連設備は、法人設立後に医療法人と医師個人で売買することになるので、売買契約書（案）と財産目録整理日における減価償却表を作成・添付してください。また、予算書の「施設整備費」「医療機器購入費」に適宜計上してください。  |
| 24 | 財産目録 | 医療機器について、基金拠出せずに現院長が所有するものを医療法人に貸し付けしたいのですが。 | 不可です。現院長は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する貸与業の許可を得る、又は届出をしているとは考えられませんので、院長が医療法人に基金拠出するか、法人設立後に売却するかを検討してください。※医療法人に医療機器を貸し付けることは貸与業に当たり、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」における許可、届出を要します。 |
| 25 | 財産目録 | 土地・建物等の不動産は医療法人の所有にしなければなりませんか。 | 医療法人の施設又は設備は法人が所有するものであることが望ましいのですが、賃貸借契約による場合でも当該契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものであると認められる場合には可です。土地、建物を医療法人の理事長又はその親族等以外の第三者から賃貸する場合には、当該土地、建物について賃貸借登記をすることが望ましいとされています。また、借地借家法（平成３年１０月４日法律第９０号）に基づき、土地、建物の所有権を取得した者に対する対抗要件を具備した場合は、賃貸借登記がなくても、当該土地、建物の賃貸借を認めても差し支えません。なお、賃貸料については、近隣の土地、建物等の賃貸料と比較して著しく高額なものである場合には、法第５４条（剰余金配当の禁止）の規定に抵触するおそれがあるので留意してください。 |
| 26 | 財産目録 | 車両を基金拠出したいのですが。 | 医業や附帯業務に係る専用車或いは主に使用する車両（訪問診療、介護送迎等の利用目的のもの）であれば可です。私的利用が主な目的の車両については、法人への拠出は不可です。関連債務も個人が支払うべきものです。また、必要以上に高額であったり、個人的嗜好が強い車種（外国車等）については、一部業務として利用することはあっても、私的利用との明確な区別が出来ないことから不可としています。 |
| 27 | 財産目録 | 設備資金（負債）を引き継ぎしたいのですが、根拠資料としてどのような書類を準備すればよいですか。 | ①当該設備資金に係る金銭消費貸借契約書の写し、納入業者の契約書（又は請求書）及び領収書を提出してください。領収書は業者が作成したもの（振込受付票等の銀行の領収書は不可）です。お手元に無い場合は再発行を依頼してください。②固定資産台帳の内容（取得日、物件名、取得金額）と照合するため、領収書は金額の記載だけでなく、明細も必要です。③借換えが行われている場合、借換え前の借入についても根拠資料が必要です。④設備資金の疎明資料と固定資産台帳が物件毎に正確に一致していることを確認しますが、一部でも明確に紐付けられない箇所がある場合は、債権者の債務引継承諾書があっても引継ぎは認められません。ご注意ください。 |
| 28 | 債務引継承認書 | リース元の会社から、引継は名義変更等で問題なく引き受けるが、引継承認書類の作成は行っていない旨の連絡があり、添付できないのですが。 | 基本的には、権利関係が明確でない契約を引き継ぐことはできません。正当な理由がある場合は、リース引継承認書に替え、任意様式で理由書を作成してください。理由書には、リース元の会社名、担当者名、連絡先、リース引継承認書を作成できない理由、承継の方法、リース契約書等の名義変更に関する根拠条文を記載し、設立代表者の証明をしてください。 |
| 29 | 基金 | 基金の契約案において、返還開始年の設定がありますが、最低年数等の決まりはありますか。 | 法令上の定めはありません。医療法人設立総会において、医療法人の経営実態に見合った年数を設定してください。但し、基金が劣後債権であることと、その返還は利益剰余金の範囲からしか返還できないことを踏まえ、医療法人の永続性の観点からよく検討したうえで設定してください。 |
| 30 | 社員・役員 | 社員は医学生（実子）でもよいですか。 | 医療法令に定めはありません。社員総会の実行力の観点で個別審査し、可否判定します。名目的な選任については不可です。「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱」において、社員の場合、「未成年でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育修了程度の者）社員となることができる」とあります。※「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱」は、一人医療法人へ適用されませんが、一人医療法人においても準じた扱いとしています。 |
| 31 | 社員・役員 | 理事は医学生（実子）でもよいですか。 | 医療法令に定めはありません。理事の職務遂行、理事会への出席可否、責任能力（損害賠償）について個別審査し、可否判定します。一切業務を行わないなど、名目的な就任については不可です。なお、医学生理事については平理事の扱いが多いのですが、過大な報酬を当て込み、実質子に対する仕送りと見なされる内容は、剰余金配当の禁止に抵触する恐れがあります。（医療法第５４条）※自治体によっては、役員は２０歳以上としています。 |
| 32 | 社員・役員 | 医学生以外の子（高校生、予備校生、専門学校生、短大生、大学（院）生）は役員及び社員の就任が出来ますか。 | 医大生は後継者として医療法人の永続性から選任の妥当性がありますが、他の学生については、職務遂行、理事会への参加、責任能力（損害賠償等）等総合的に勘案すると、理事長等役員の被扶養者である学生の就任については、「名目的選任」を排除することは現実的に難しいものと考えます。 |
| 33 | 社員・役員 | 他の医療法人の役員（医師）を当医療法人の理事にしてよいですか。 | 法律上では可です。ただし、両医療法人の理事長となることは避けてください。医療法人は複数の医療機関の開設が可能であるため、両医療法人の理事長として医業を行わなければならない必要は通常ないため、特別の理由・必然性がなければ認められないものと考えます。 |
| 34 | 社員・役員 | 理事は何人就任してもよいですか。 | 医療法第４６条の5第1項により理事数は原則３名以上必要ですが、上限については規定がありません。「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱」においては、「役員の定数は、事業規模等の実態に即したもの」となっており、業務を行わない理事等、いたずらに定員数を増やすことは適当でなく、また、そのような理事に過大な報酬を与えることは剰余金配当の禁止に抵触するおそれがあります。（医療法第５４条）将来的に理事が増える予定がある（新たに診療所を構えたり、附帯業務を実施したい）場合においても、設立認可申請時点で必要な定数を設定するものとし、将来増員が必要となった際に適宜定款変更認可申請を行ってください。 |
| 35 | 社員・役員 | 役員に就任しようとする者が、営利法人の役員ですが、営利法人の役員を辞任しなければなりませんか。 | 次の通知のとおりです。「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について（平成5年2月3日付け総第５号）」開設者である法人の役員については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。ただし、次の場合（開設者である法人の役員（監事を除く。）の過半数を超える場合を除く。）であって、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。ア 営利法人等から物品の購入若しくは賃貸又は役務の提供の商取引がある場合であって、開設者である法人の代表者でないこと、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合イ 営利法人等から法人が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であって、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合ウ 株式会社企業再生支援機構法又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき支援を受ける場合であって、両機構等から事業の再生に関する専門家の派遣を受ける場合（ただし、開設者である法人の代表者とならないこと。）なお、医療法人の理事長は法人を代表するため、営利法人の役員を兼任することは、営利を行っている医療法人と見なされるため、医療法人理事長が営利法人の役員になることは不可です。 |
| 36 | 社員・役員 | 監事に適当な人材がおらず、義父などのその他親族に就任してもらいたいのですが。 | 前提として法人に関わらない第三者を監事に就任させることを検討してください。その上で、どうしても適任が見つからない一人医療法人にあっては、親族を監事にする理由を確認し、可否を判定します。また、高齢な場合は、健康状態や職務遂行能力についても確認します。なお、生計同一の親族については不可とします。「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱」においては、「他の役員と親族等の特殊な関係がある者ではないこと」とあり、また、「監事業務を実施できない者が名目的に選任されることなく」とあります。親族を監事に就任させる場合は、監事業務を実施できるとした理由を整理してください。 |
| 37 | 社員・役員 | 監事に税理士・会計士を就任させることはできますか。 | 当該医療法人の顧問でなければ可です。顧問税理士等が監事になることは、自分が行った会計手続きを自分で監査することになり、監事としてチェック機能の役割が果たせないので不可です。 |
| 38 | 社員・役員 | 監事に、同一税理士事務所の顧問税理士ではない、別の税理士を就任させることはできますか | 顧問税理士の監事就任が不可の点を踏まえると、顧問契約が税理士事務所となっている場合、その職員は同一の利害関係者とみなされることから、不可と考えます。 |
| 39 | 社員・役員 | 他の医療法人の役員（医師）を当医療法人の監事にしてよいですか。 | 可です。ただし、監事は職員（当該法人の勤め人）を兼務できません。（医療法第46条の5第8項）監事に医師や歯科医師を就任させようとする場合は、当該法人において非常勤等でも働かないことを確認してください。（申請書類上は、兼務しない旨の確認書を提出いただきます。） |
| 40 | 社員・役員 | 監事に適当な人材がおらず、遠隔地の知人に頼ろうかと考えていますが。 | 前提として実際に理事会に参加できる者を就任させてください。監事が理事会に参加できる具体的な手法を審査した上で可否を判定します。監事は、医療法第46条の8の2第1項により理事会に出席する義務を負います。理事会に出席せず、必要な意見を述べずに決議された内容によって損害が生じた場合、監事は損害賠償の責を負います。臨時開催を除いて、理事会の開催数は法定年4回、定款等に明記することで年２回以上です。 |
| 41 | 社員・役員 | 役員に就任する者について、日本に住所を有していますが、外国籍です。役員に就任できますか。 | 実際に役員の業務を行える者であれば外国籍でも可です。外国籍の場合は、履歴書に正式名と正式名のカタカナ読みを併記してください。韓国籍で特別永住権を得ている者については、証明の写しを添付してください。 |
| 42 | 事業計画・設立後二年間の予算書 | 決算期の関係で、１年と数ヶ月分の予算書作成になりますがよろしいですか。 | 初年度の会計期間が６ヶ月未満の場合は、３年度分の予算を作成願います。 |
| 43 | 事業計画・設立後二年間の予算書 | 予算書の作成にあたって気を付けることはありますか。 | 増収ベースで予算書を作成されるケースが散見されますが、予算書の患者数や医業収入については、明らかな増加要因が無い限り、基本的に直近2年間の実績内で作成するようにしてください。審査にあたっては、医療法人の永続性を重視して、堅実な数値で判断いたします。また、堅実な数値により、医業収支がマイナスとなる（繰越利益が減少する）場合、収益構造に何らかの課題を抱えている可能性があります。このような場合、書類上の調整だけで済ませることなく、今一度、事業の見直しを行ったうえで、申請することをお勧めします。なお、事業改善等で確実に増収が見込まれる場合は、事業計画等にその根拠について丁寧な説明をお願いします。 |
| 44 | 不動産賃借料計算 | 診療所の土地・建物について、医療法人が賃借しますが、不動産賃借料計算の考え方を教えてください。 | 医療法第54条により、剰余金配当が禁止されており、近隣の価格帯と同程度の取引額を導くことになります。まず、貸し人について「①親族等近親者」「②医療法人役員関係者（営利法人含む）」「③ 第三者」に分類します。このうち、①と②については、身内に有利な賃借料にならないように注意が必要です。地代・賃借料の導き方として、「a.近隣アパート等の㎡単価」「ｂ.固定資産税評価額からの計算」「c.不動産鑑定依頼による評価」がありますが、ｃによる評価が最善ですが、不動産鑑定評価書が無い場合はｂで行います。ａはあくまでも参考とします。 |
| 45 | 不動産賃借料計算 | No.44の①②で地代・賃借料を算出する場合、金額の妥当性について、どのように説明資料を作成すればよいですか。 | 説明資料は、①地代・賃借料の算出根拠及び②近隣類似物件との単価比較　で構成してください。①はNO.44の「ｂ.固定資産税評価額からの計算」により、計算式を踏まえて説明してください。計算例は次のとおりです。計算例：固定資産税評価額等×利回り（％）＋諸経費（固定資産税、火災保険等）÷12か月②は、近隣の類似物件を３件以上調査していただき、㎡（坪）単価で①の地代・賃料と比較し、相場水準並みであることが確認できる内容にしてください。比較表のイメージは次のとおりです。なお、比較に用いた物件資料も添付してください。　　　　診療所の賃借物件は県内に非常に少ないことから、立地条件や築年数の似た貸テナント・貸事務所等で比較していただいて構いません。地代・賃借料については割高な金額設定は当然不可となりますが、反対に必要以上に割安な設定を求めるものでもありません。あくまで、相場と同水準となっているか確認するものです。相場水準から乖離が大きい場合、金額の設定根拠についての説明もしくは内容によっては地代・賃借料の見直しを求めることとなります。 |
| 46 | 診療所の開設届の写し | 診療所開設届受理通知を紛失しました。 | 管轄保健所にお問い合わせください。 |
| 47 | その他 | 医療機関の開設と共に医療法人を設立したいのですが、医療法人を設立するのに経営実績は必要ですか。 | 医療法人の設立と同時に医療機関を開設することは、法律上は可能です。通常、設立の審査にあって経営実績を有する場合は、経営の具体性、安定性等について確定申告書や実績表が十分な根拠資料となります。但し、経営実績が無い場合は、患者数や医業収入の確保に係る根拠が無いため、事業計画や予算根拠の具体性や実現性等とその根拠について、通常の案件以上に合理的で説得力のある丁寧な説明が求められることとなります。経営実績の有無に関わらず、医療法人の永続性の観点から審査致します。経営実績が無いからと言って審査基準が緩和されることはありませんので、ご承知おきください。 |
| 48 | その他 | 医療法人設立後、すぐに附帯業務を実施する予定ですが、設立認可後に定款変更することでよいですか。 | 申請時点で既に計画があるのであれば、設立認可申請に盛り込んでください。 |